

宮 監 公 表 第 5 号  
令和 5 年 2 月 2 1 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

### 定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等  
観光商工部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

## 令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：観光商工部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(スポーツランド推進課)</p> <p>(1) 令和3年度の看板広告料の契約締結伺・支出負担行為書について、1件10万円以上の広告料に関することは部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。 また、令和3年度天ヶ城公園使用料令和3年12月分(システム分)の調定書について、課長専決事項であるにもかかわらず、課長補佐までの決裁としていた。</p> <p>(2) 令和3年度の市外旅行(令和3年11月26日～11月27日：鹿嶋市)の日当について、昼食後に旅行に出発する場合(宮崎空港14時25分発)は半日当(1,100円、1,300円)とすべきところ、全額(2,200円、2,600円)を支給していた。</p> <p>(商業政策課)</p> <p>(1) 令和3年度の宮崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給等業務(緊急業務)に係る契</p>	<p>指摘事項は、チェック機能を徹底することで防げる事案である。 課長会において、会計課や管財課、各課等で作成しているチェックシートの活用をあらためて徹底した。 なお、現在の措置状況は以下のとおりである。</p> <p>(1) 決裁区分及び押印の有無の確認不足により発生した。 今年度から実施している契約締結伺・支出負担行為書、支出命令書起案時にチェック表添付による確認を徹底する。また、調定書についてもチェック表を添付し、決裁後に再度、起案者が押印漏れがないか確認を行う。</p> <p>(2) 日当の取扱いについての認識が不足していた。 今後は、宮崎市旅費取扱マニュアルにより決裁者・起案者の理解を深め、決裁時にあらためて確認することとした。 なお、指摘された超過旅費分については、令和5年1月に戻入処理した。</p> <p>(1) 契約保証金を免除できる要件の考え方が誤っていた。</p>

約保証金について、宮崎市財務規則第 105 条第 1 項第 3 号適用により免除する場合は、契約案件と同種で、請負金額の 9 割程度の額以上の実績が 2 件以上記載された委託業務履行届が必要であるにもかかわらず、9 割に満たない契約案件が記載されたものを受領していた。

(工業政策課)

(1) 令和 3 年度の立地企業助成金について、1 件 300 万円以上 500 万円未満の補助金に係る支出負担行為は副市長専決事項であるにもかかわらず、部長までの決裁としていた。

今後は、財務規則や関係通知を再度確認したうえで、チェック表を作成し、契約保証金を免除する際には、チェック表を添付し、担当者だけでなく、課長、補佐、係長も必ず要件を確認する。また、関係通知が発出された際には、更新作業を必ず行う。

(1) 当該助成金のチェックシートに、決裁区分・合議区分の項目を追加した。

また、課内のすべての「伺いばさみ」の表紙の裏面に、支出負担行為等の決裁区分・合議区分一覧表を貼り付け、その都度容易に確認できるように工夫し、起案者及び決裁者の意識付けを図った。

令和 5 年 1 月 31 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

